

水俣病事件の現在地と「なぜ解決しないのか」を問う——熊本日日新聞・水俣病特措法 10 年▼第 3 部の連載から

伊藤久雄（認定 N P O 法人まちぽっと理事）

私（伊藤）は数年前から、水俣市の胎児性水俣病患者の作業所である「ほっとはうす」の新聞切り抜き担当者が切り抜きした新聞のコピーをお中から、ブログ「市民自治ノート」に主だった記事を転載し、「水俣の現在」を伝える作業をしています。今年 1 月 4 日のブログでは、熊本日日新聞で『水俣病特措法 10 年▼第 3 部 揺れ止まぬ法』の連載記事（12 月 10 日から 17 日までの計 7 回）を載せましたが、私のブログの性格上、見出しのみの掲載になってしまいました。

そこで「まちぽっとリサーチ」に、7 回掲載分の全文を P D F で掲載し、熊本日日新聞が伝える裁判闘争の現状を知って欲しいと思いました。連載第 1 回の最後で、記事は次のように述べています。

『特措法（水俣病特別措置法）第 7 条は、国や県、原因企業が早期に取り組むべき事項の 1 つに「紛争の解決」を掲げる。だが、現在も全国で 9 件の訴訟が続く。それぞれの裁判の争点や原告らが目指す解決の姿から、水俣病事件の現在地と「なぜ解決しないのか」を問う』と。

記事全文の解説は私の手に余るものですので、解説はいたしません。ぜひじっくり読んで欲しいと思います。なお、昨年 11 月 30 日（土）、チツソと国の水俣病責任を問うシンポジウム NO. 21 が開催されましたが、第二部で「未認定患者の闘い」として報告された中から、「係争中の水俣病訴訟と水俣病認定患者・被害者数」と題して、本欄の「まちぽっとリサーチ」に掲載しているので合わせて読んでいただければと思います。

「係争中の水俣病訴訟と水俣病認定患者・被害者数」（まちぽっとリサーチ 2019-12-04）

<http://machi-pot.org/modules/topics/index.php?page=article&storyid=333>

■ 全国で係争中の裁判

（第 1 回の記事から再掲）

■ 連載記事の見出し

- 水俣病特措法 10 年▼第 3 部 揺れ止まぬ法廷① 12 月 10 日
真の救済「国は向き合え」 全国で 9 件係争中 憤る原告
- 水俣病特措法 10 年▼第 3 部 揺れ止まぬ法廷② 12 月 11 日
ノーモア・ミナマタ訴訟⑤ 「救済の裾野広げる闘い」

- 水俣病特措法 10 年▼第 3 部 揺れ止まぬ法廷③ 12 月 12 日
ノーモア・ミナマタ訴訟① 不確かな“線引き”の根拠
- 水俣病特措法 10 年▼第 3 部 揺れ止まぬ法廷④ 12 月 13 日
被害者互助会 二つの訴訟 「認定基準の過ち 明らかに」
- 水俣病特措法 10 年▼第 3 部 揺れ止まぬ法廷⑤ 12 月 15 日
病像論 神経学会見解で波紋 「臨床経験反映し議論を」
- 水俣病特措法 10 年▼第 3 部 揺れ止まぬ法廷⑥ 12 月 16 日
それぞれの「最終解決」 幅広い救済 実現を追及
- 水俣病特措法 10 年▼第 3 部 揺れ止まぬ法廷⑦ 12 月 17 日
疫学被害調査 今からでも 富樫貞夫・熊本大名誉教授に聞く